

～寄附をされた皆さまへ～

個人住民税の寄附金税額控除についてのお知らせ

◎寄附金税額控除を受けるためには、確定申告等が必要です。

- 個人住民税の寄附金税額控除を受けるためには、寄附をした翌年の3月15日までに、所得税の確定申告をする必要があります。確定申告をすることで、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けることができます。
- なお、所得税の確定申告をされずに、個人住民税の寄附金税額控除のみを受けようとされる場合には、富山市への申告によることもできます。

※ 個人住民税（税率10%）とは、個人県民税（税率4%）と個人市民税（税率6%）を合わせたものです。

◎個人住民税の寄附金税額控除額

$\text{税額控除額} = (\text{寄附金} ※ - 2 \text{千円}) \times \text{税率} 10\%$

※ 総所得額金額等の30%を限度

◎申告にあたっては、寄附をした際に受け取った寄附金受領証明書等が必要です。

- 確定申告等を行うには、寄附をした際に受け取った寄附金受領証明書（領収書）を添付する必要があります。
- また、一部の特定公益増進法人（学校法人等）に対して寄附をした場合には、「特定公益増進法人である旨の証明書」の写しを添付する必要がありますので、どちらも大切に保管しておいてください。

◎寄附をした翌年の1月1日に富山市にお住まいであれば、富山市で寄附金税額控除を受けることができます。

- 寄附をした時点で富山市にお住まいでない場合でも、寄附をした翌年の1月1日に富山市にお住まいの方は、個人住民税からの寄附金税額控除を受けることができます。
- 寄附した翌年の1月1日前に富山市外へ転出された方は、転出先の都道府県や市区町村において当該法人に対する寄附金が条例指定されていなければ、寄附金税額控除を受けることはできません。

問い合わせ先

富山市役所 市民税課

電話：076-443-2032

076-443-2031

076-443-2033